

請 書

1. 件 名	令和7年度本庁舎排水ポンプ等購入
2. 納入場所	別紙仕様書のとおり
3. 契約金額	一金 726,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 66,000円)
4. 納入期限	令和8年3月27日
5. 内 容	別紙仕様書のとおり

上記件名の請負契約について、受注者として、確実に履行することを誓約いたします。
また、次の条項を遵守することを誓約いたします。

(検査(検収)の時期)

第1条 納品書の提出又は納品等をした日から起算して10日以内に検査(検収)を受けます。

(契約金支払いの時期)

第2条 検査(検収)合格後、適法な支払請求書を受理された日から起算して30日以内に支払いを受けます。

(暴力団等排除に係る解除)

第3条 次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除されても異議はありません。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者にその損害の賠償の責めを求めません。

(1) 受注者が個人である場合には、その者が、愛川町暴力団排除条例(平成23年愛川町条例第16号。以下「条例」という。)第2条第4号に定める暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められたとき、又は法人等(法人又は団体をいう。)が、条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。

(2) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。)第23条第1項又は第2項の規定に違反したと認められたとき。

(3) 受注者及び役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合には業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。)が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

(4) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第3号までのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(5) 受注者が、第1号から第3号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第4号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払います。

(暴力団等から不当介入の排除)

第4条 この契約の履行にあたって、条例第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をいたします。また、暴力団又は暴力団員等からの不当介入により被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出いたします。

2 不当介入を受けたこと又は不当介入による被害を受けたことにより、納入期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と協議いたします。

(その他の事項)

第5条 前各条項のほか、愛川町契約規則の定めに従います。

令和8年2月26日

発注者 愛川町長 殿

受注者 所在地
商号又は名称
代表者職氏名

神奈川県川崎市川崎区新川通10-15
有限会社 新生工具店
代表取締役 林 芳彦

